



島根県報

平成21年12月22日（火）

第2,148号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良事業計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	2
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る対象区域	（建 築 住 宅 課）	2
一の敷地とみなすこと等の認定の取消し	（ " ）	3

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	3
開発行為に関する工事の完了	（ " ）	3

告 示**島根県告示第848号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査した結果、土地改良事業計画を適当と決定したから、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
松江市土地改良区	馬場地区用排水施設事業 (農業用河川工作物応急対策事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第849号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所
松江市鹿島町上講武字久田537-2、字大石2396-5
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第850号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成21年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

三隅町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第851号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図書は、松江県土整備事務所及び東出雲町役場に備えて一般の縦覧に供する。

平成21年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 対象区域

八束郡東出雲町大字揖屋町2014番3の一部、2014番4、2014番5、2016番1、2019番1の一部、2019番2、2019番3、2020番、2021番3、2021番4、2021番5、2021番6、2021番7、2021番8、2022番1、2022番2の一部、2022番3、2022番4、2030番、2032番、2034番の一部、2035番3、2035番の4の一部、2035番5、2035番6、2035番7の一部、2041番5の一部、2041番7、2118番3、2118番4

2 認定の年月日及び番号

平成21年12月9日 第2号

島根県告示第852号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の5第2項の規定により、次のとおり建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号。以下「改正法」という。）附則第8条の規定により法第86条第2項の規定による認定とみなされる改正法による改正前の建築基準法第86条第1項の規定による認定を取り消したので、法第86条の5第4項の規定により告示する。

平成21年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象区域

八束郡東出雲町大字揖屋町2014番3の一部、2014番4、2014番5、2016番1、2019番1の一部、2019番2、2019番3、2020番、2021番3、2021番4、2021番5、2021番6、2021番7、2021番8、2022番1、2022番2の一部、2022番3、2022番4、2030番、2032番、2034番の一部、2035番3、2035番の4の一部、2035番5、2035番6、2035番7の一部、2041番5の一部、2041番7、2118番3、2118番4、2010番3の一部、2010番5の一部、2012番2、2014番1、2014番2、2015番5、2015番8の一部、2041番10の一部、2041番11の一部、2043番2の一部、2045番3の一部

2 認定の取消しを行った認定の年月日及び番号

平成元年9月14日 第4号

3 認定取消しの年月日及び番号

平成21年12月9日 第1号

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

津和野都市計画道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

簸川郡斐川町大字出西4020番9、4020番10、4020番11、4020番16

面積 6,415平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

簸川郡斐川町大字荘原町2172番地3

斐川町農業協同組合

代表理事組合長 周藤 昌夫